

京都市訓令甲第 3 号
区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成30年9月28日

京都市長 門 川 大 作

別表保険年金課長の項第1号及び第5号中「支出決定」の右に「(北区役所, 右京区役所及び伏見区役所深草支所の所管に属するものを除く。)」を加え, 同項の次に次の1項を加える。

保険年金課担当課長(京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則第1条第19項の規定により保健福祉局生活福祉部保険年金課長により兼職されたものとみなされるものに限る。)	(1) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収金の過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定(北区役所, 右京区役所及び伏見区役所深草支所の所管に属するものに限る。)に関する事
--	--

附 則

この訓令は, 平成30年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)